

定 款

ハ イ ネ ス コ ー ポ レ ー シ ョ ン 株 式 会 社

定 款

(目次)

第1章 総 則

- 第1条 商号
- 第2条 目的
- 第3条 本店の所在地
- 第4条 機関の設置

第2章 株 式

- 第5条 公告方法
- 第6条 発行可能株式総数
- 第7条 自己株式の取得
- 第8条 単元株式数
- 第9条 単元未満株主の権利制限

第3章 株主総会

- 第10条 株主名簿管理人
- 第11条 株式取扱規程
- 第12条 招集
- 第13条 定時株主総会の基準日
- 第14条 招集権者および議長
- 第15条 電子提供措置等
- 第16条 決議の方法
- 第17条 議決権の代理行使
- 第18条 株主総会議事録

第4章 取締役および取締役会

- 第19条 取締役の員数

- 第20条 取締役の選任
- 第21条 取締役の任期
- 第22条 代表取締役および役付取締役

- 第23条 取締役会の招集権者及び議長
- 第24条 取締役会の招集通知
- 第25条 取締役会の決議
- 第26条 取締役会の決議の省略
- 第27条 取締役会議事録
- 第28条 取締役会規程
- 第29条 取締役の報酬等
- 第30条 取締役の責任免除

第5章 監査役

- 第31条 監査役の員数
- 第32条 監査役の責任免除
- 第33条 監査役の選任
- 第34条 監査役の任期
- 第35条 監査役の報酬等

第6章 計 算

- 第36条 事業年度
- 第37条 期末配当金
- 第38条 中間配当金
- 第39条 配当金の除斥期間

附 則

- 第1条 電子提供措置等の効力発生日

付 則

第1章 総 則

(商号)

- 第 1 条 当社は、ハインスコーポレーション株式会社と称し、
英文で HIGHNESSCORPORATION CO.,LTD.と表示する。

(目的)

- 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
- ① 不動産の売買、交換、賃貸借、管理および鑑定ならびにこれらの代理および媒介
 - ② 建築および土木工事の設計、施工および監理
 - ③ 家具、什器および住宅設備機器の販売および斡旋
 - ④ 生命保険の募集に関する業務および損害保険の代理業
 - ⑤ 住宅ローンの斡旋
 - ⑥ 株式、社債その他の有価証券の取得、保有および運用
 - ⑦ 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
 - ⑧ インターネットを利用したホームページ、電子メールシステム等の企画、開発、制作、管理および運營業務
 - ⑨ マーケティング、広告および宣伝等の企画、立案および制作ならびにこれらに関する広告代理業
 - ⑩ コンピューターシステムの企画、設計、開発、販売および運用ならびにこれらに関する広告代理業
 - ⑪ コンピューターソフトウェアの企画、設計、開発および販売業
 - ⑫ 介護保険法による通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、訪問入浴介護、訪問介護サービス、訪問看護サービス、居宅療法管理指導、福祉用具貸与の居宅サービス事業
 - ⑬ 介護保険外における高齢者、病人および身体障害者に対する入浴、食事、掃除、洗濯、リハビリテーション、医療機関への連絡、通院介助、その他日常生活における介護サービス業務および介護に関する指導
 - ⑭ 福祉用具、福祉介護用機器および介護用品の販売、リース、賃貸および修理
 - ⑮ 有料老人ホームおよび高齢者用住宅の企画、経営および管理運営

- ⑯ 人材採用サイトの販売の斡旋および人材紹介業
- ⑰ 労働者派遣業法に基づく労働者派遣業務
- ⑱ 講演会、講座、研修会その他各種催物の企画、立案および主催その他人材育成のための教育事業
- ⑲ コンサルティング業
- ⑳ 関連会社等の会計・財務管理業務
- ㉑ 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、5,280,000 株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の決議によって定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 2 月末日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがあるときを除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 取締役の過半数の決定によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の決議により定めた取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 24 条** 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議)

- 第 25 条** 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第 26 条** 当会社は、取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

- 第 27 条** 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

- 第 28 条** 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

- 第 29 条** 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監 査 役

(監査役の員数)

第 31 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の責任免除)

第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役の選任)

第 33 条 当社の監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任し

た監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とする。

(期末配当金)

第 37 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

(中間配当金)

第 38 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 8 月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

2 未払の配当金には利息をつけない。

附 則

(電子提供措置等の効力発生日)

第 1 条 第 15 条（電子提供措置等）は当会社が、社債、株式等の振替に関する法律に規定

する振替株式（以下、「振替株式」という。）を発行している会社となった日から効力を生じるものとする。

- 2 本条の規定は、当会社が振替株式を発行している会社となった日にこれを削除する。

付 則 この規定は、平成22年8月30日より施行する。
 この規定は、平成22年10月4日より施行する。
 この規定は、平成25年6月28日より施行する。
 この規定は、平成29年5月29日より施行する。
 この規定は、令和 元年5月27日より施行する。
 この規定は、令和 7年2月28日より施行する。
 この規定は、令和 7年5月27日より施行する。
 この規定は、令和 8年4月1日より施行する。
 この規定は、令和 8年5月27日より施行する。
 この規定は、令和 8年7月21日より施行する。